

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
専 修 学 校 を 置 く 国 立 大 学 法 人 の 長 御 中
厚 生 労 働 省 医 政 局 長
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長

文部科学省総合教育政策局長

望 月 禎
(公 印 省 略)

令和 6 年能登半島地震の発生に伴う専修学校・各種学校の
対応等について（通知）

令和 6 年能登半島地震により被災された方々に対しましては、心からお見舞い申し上げます。
被災した専修学校・各種学校の生徒はもとより、その他の専修学校・各種学校においても被災した地域に関わりのある生徒については、授業を受けられないなどの支障が生じることが想定されます。

ついては、被災した生徒の修学、就職等における不利益が生じることのないよう、下記事項について、十分御留意いただくようお願いします。

各都道府県知事及び各都道府県教育委員会教育長におかれては、所管又は所轄の専修学校及び各種学校に対して、管下に専修学校を置く各国立大学長におかれては、管下の専修学校に対して、厚生労働省医政局長及び社会・援護局長におかれては、所管の専修学校に対して、このことについて周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 修学困難な生徒に対する経済的支援

令和 6 年能登半島地震の被災者を含め、支援を必要とする生徒に対しては、別添の「経済的理由により修学困難な学生等に対する支援策の周知等について（通知）」（令和 6 年 1 月 10 日付 5 文科高第 1537 号通知）を御参照いただき、各学校等における経済的支援に関する制度等の活用や、納付時期の猶予等の弾力的な取扱い、相談体制の充実を図り、学ぶ意欲のある生徒が経済的理由により修学を断念することがないように、配慮をお願いするとともに、支援を必要とする生徒やその保護者に対し、以下の具体的な内容及び利用方法の周知をお願いします。

2. 外国人留学生に対する配慮

外国人留学生については、文部科学省、独立行政法人日本学生支援機構や各専修学校等における経済的支援制度の活用、授業料の納付期限の猶予等の弾力的な取扱い、相談体制の充実等について配慮をお願いします。

また、被災した外国人留学生が、円滑に復学できるよう、授業再開時期の柔軟な設定等、特段の配慮をお願いします。

3. 転学等における配慮について

在學生等の中には、他の地域の学校への転学等を希望する者があることも予想されることから、これらの者の転入学についても、弾力的に取り扱われるようお願いいたします。仮に、授業の再開が当面困難となる学校がある場合には、その在學生等の修学の機会を確保する観点から、特段の配慮をいただくようお願いいたします。

4. 補充のための授業等について

被災した生徒が在籍する学校においては、当該生徒が授業を十分受けることができないことによって、学修に著しい遅れが生じるような場合には、可能な限り、補充のための授業その他必要な措置を講じるなど配慮をお願いいたします。

被災した生徒の単位の認定、修了の認定等に当たっては、弾力的に対処し、当該生徒の進学・就職等に不利益が生じないよう配慮をお願いいたします。

5. 就職活動等における配慮について

被災した生徒の単位の授与、卒業の認定等に当たっては、その方法について弾力的に対応し、当該生徒の進学・就職等に不利益が生じないよう、配慮をお願いいたします。また、現在就職活動中の生徒に対しても、ハローワーク等関係機関と連携しつつ、相談業務の充実を図る等、一層の就職支援への配慮をお願いいたします。

なお、被災による心的ストレスを抱える生徒の把握に努め、状況に応じて地域の医療機関等とも連携してきめ細かく対応するなど、メンタルヘルスへの適切な対応をお願いいたします。

添付資料

【別紙】 経済的理由により修学困難な学生等に対する支援策の周知等について（通知）

文部科学省総合教育政策局
生涯学習推進課専修学校教育振興室
専修学校第一係
TEL：03-6734-2915
E-mail：syosensy@mext.go.jp

【重要】

文部科学省では、経済的に厳しい状況にある学生等の進学・修学のため、令和6年能登半島地震の被災者のための取組を含め、各種支援策を講じています。必要な情報を遺漏なく学生等へ周知いただくようお願いします。

5文科高第1537号

令和6年1月10日

各 国 公 私 立 大 学 長
各 公 私 立 短 期 大 学 長
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
各 都 道 府 県 知 事 殿
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
厚 生 労 働 省 医 政 局 長
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長

文部科学省総合教育政策局長

望 月 禎

(公 印 省 略)

文部科学省高等教育局長

池 田 貴 城

(公 印 省 略)

経済的理由により修学困難な学生等に対する支援策の周知等について（通知）

文部科学省では、経済的に厳しい状況にある学生等が進学・修学を断念することがないように、引き続き各種の支援策を講じています。

ついては、特に令和6年能登半島地震の被災者を含め、支援を必要とする学生・生徒に情報が行き渡るよう、下記支援策等に関して、各学校におかれては所属の学生・生徒に対して、各都道府県知事におかれては所轄の高等学校及び専修学校に対して、各都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会及び所管の高等学校及び専修学校に対して、国公立大学長におかれては管下の附属学校に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に対して周知をいただくとともに、それぞれの留意事項等を十分に踏まえた適切な対応をお願いします。

記

1. 令和6年能登半島地震により被災した学生等への経済的支援について

令和6年能登半島地震の被害を受けた学生等については、

- (1) 給付型奨学金（家計急変採用）及び貸与型奨学金（緊急採用・応急採用）の随時受付

(2) JASSO 災害支援金（学生や生計維持者の住宅が半壊以上等の被害を受けた者等を対象として10万円を支給（返還不要））の申請受付
を実施しているところであり、各大学等におかれては、令和6年1月4日付け日本学生支援機構通知「令和6年能登半島地震にかかる災害救助法適用地域の世帯の学生・生徒に対する給付奨学金家計急変採用及び貸与型奨学金緊急採用・応急採用の取扱いについて（通知）」を御参照の上、経済的支援を必要とする学生等が利用できるよう、遺漏なくお取り計らいをお願いいたします。【別紙1】

また、各高等学校等におかれては、令和6年1月7日付け通知「能登半島地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について（通知）」の「3. 高校生等への修学支援について」のとおり、高等学校等在学中に奨学金の申請を行わなかった場合においても、大学等進学後に申請が可能である旨の周知等について御協力をお願いします。

なお、給付型奨学金及び貸与型奨学金に関しては、以下2.も御覧ください。あわせて、各大学等におかれては、令和6年能登半島地震により被災した学生に対して修学の機会を確保する等の観点から、令和6年1月10日付け高等教育局長通知「令和6年能登半島地震により被災した学生への配慮等について（周知）」の内容も御確認ください。

2. 高等教育費の負担軽減に係る国の制度（高等教育の修学支援新制度、日本学生支援機構の貸与型奨学金）について【別紙2】

(1) 高等教育の修学支援新制度

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生等を対象として、一定の要件を満たすことの確認を受けた大学（学部）、短期大学、高等専門学校及び専修学校専門課程（以下「専門学校」という。）における授業料等減免及び給付型奨学金の支給を行っています。大学等にあつては、法律に基づき、在学する学生等のうち対象者として認定を受けた者に対して、授業料等減免の支援を実施することとされています。また、当該者に対する給付型奨学金の支給は独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が行います。

支給額、対象者の要件、復学時の取扱い等の詳細は以下の文部科学省ホームページをご覧ください。

高等教育の修学支援新制度に係る質問と回答（Q&A）（文部科学省ホームページ）

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1409388.htm

(2) 機構の貸与型奨学金

(1)よりも幅広い世帯の方を対象として、機構において、大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専門学校の学生等に、無利子奨学金及び有利子奨学金の貸与を行っています。あわせて、返還が困難な方向けの支援等を実施しています。

(3) やむを得ない事由により家計が急変した学生等に対する支援について

やむを得ない事由（生計維持者が死亡した場合や震災、火災、風水害等に被災した場合等）により家計が急変した世帯の学生等に対しては、(1)及び(2)の両制度において、随時申込みを受け付けるとともに、直近の所得情報に基づいて採用の判定を行うなど、きめ細かな対応を行っています。

(4) 令和6年度からの奨学金制度の改正について【別紙3】

これまでもお知らせしているとおり、令和6年度より、

- ① 高等教育の修学支援新制度の中間層への対象拡大
- ② 修士段階における「授業料後払い制度」の創設
- ③ 貸与型奨学金における減額返還制度の見直し

等を実施することとしており、改正概要及びQ & A等について以下の文部科学省ホームページに掲載しています。また、これらの実施に係る細則については、別途お知らせいたします。

奨学金事業の充実（文部科学省ホームページ）

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shougakukin/main.htm

(1)～(4)の制度について、大学等進学希望者、学生等及びその保護者等に情報が行き届くよう、下記(※1)のような様々な機会を通じて周知願います。その際、機構において、奨学金の制度等についての理解を促進するための「スカラシップ・アドバイザー」【別紙4】を高等学校や大学等へ派遣する等、周知のための支援策を実施しているほか、(1)については、文部科学省において、下記(※2)のとおり各学校において周知に活用できる資料を用意していますので御活用ください。

また、(1)及び(2)については、高校3年生及び学生等に対し、期限内に各学校にお申し込みいただくよう、適切な情報提供をお願いします。期限の設定に当たっては、十分な申請期間を設けるなど、配慮をお願いします。

なお、(1)～(3)の制度において、収入要件については、基本的に世帯年収で判定しますが、虐待等から避難し独力で生計を維持している者等の場合、本人の所得のみで収入の要件を判定できることもあります。必要に応じて個別の事例について機構に確認するなど、学生等に寄り添った対応をお願いいたします。更なる制度の詳細につきましては機構へお問い合わせください。

(※1) 周知の例

(高等学校等の場合)

- ・高等学校の奨学金担当者や進路指導担当者向けの会議で配布し、生徒・保護者への周知依頼

(大学等の場合)

- ・入学の際の説明会などで学生等・保護者に配布
- ・大学等から学生等・保護者への各種書類（学生納付金の納付手続書類、成績通知、学校広報誌など）の送付時に同封
- ・学生等向けポータルサイトに掲示し、メールなどで学生等・保護者に情報提供

(※2) 大学等・高等学校等向けの修学支援新制度の周知用資料（文部科学省ホームページ）

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/detail/1418422_00001.htm

3. 大学等における入学金・授業料等の納付猶予等について

各大学等におかれては、これまでも、家計が急変し授業料等の支払いが困難となった学生等に対する授業料等減免等に取り組んでいただいているところですが、引き続き、入学金等初年度納付金や授業料等の納付が困難な学生等について、納付時期の猶予、分納、免除及び減免など弾力的な取扱いや柔軟な配慮をいただくようお願いします。

特に、高等教育の修学支援新制度の利用者に係る入学前の授業料の納付については、入学前にまとまった資金を用意することに苦慮することが多いことから、本制度における授業料減免の上限額を上回る分のみを請求するなど、制度の趣旨や、利用者の経済的状況等に鑑みて、改めて御配慮をお願いします。なお、**【別紙5】**のとおり、大学等における取組

事例をまとめておりますので、各大学等において新たに御対応いただく際に御活用ください。

また、大学等が入学金などの学生納付金の納付猶予を実施することに伴い、大学等で資金不足が起こらないように、必要に応じ、国立大学法人運営費交付金や私学助成の交付を一部前倒して実施することも検討いたしますので、納付猶予に伴い交付の前倒しが必要な場合は、文部科学省まで御相談ください。

さらに、入学時に一時的にかさむ費用の支出が困難な学生等に対しては、機構の入学時特別増額貸与奨学金（有利子による一時金）や生活福祉資金貸付制度（都道府県社会福祉協議会）等の活用について周知をお願いします。【別紙6】

なお、各大学等において経営状況は個々に異なる事情はありつつも、学生等の経済的な負担を軽減する観点からは、休学中の学生については、授業を受講しないため、当該学生から授業料の名目で費用を徴収することは適当ではないことに御留意下さい。休学中に在籍料等の名目で徴収する場合には、納付時期の猶予等の弾力的な取扱いや減免措置、徴収金の復学後の授業料等への充当等の柔軟な対応について御配慮をいただくようお願いいたします。

4. 大学等における各種経済支援策の情報共有及び情報発信について

各大学等におかれては、経済的に困難な学生等が支援策を知ることなく退学・休学等に至ることがないように、学籍管理などを行う担当者と、経済的支援などの学生支援を行う担当者ととの間で、学生等の状況及び支援策の内容等について、十分な情報共有をお願いします。

あわせて、プッシュ型の情報発信への御協力をお願いします。以下（1）及び（2）のとおり、学生等に直接お知らせすることができる内容をまとめていますので、各大学等の独自の経済支援策（学内において提供できるアルバイト等を含む）や相談窓口情報と併せ、支援を必要としている学生等一人一人に確実に情報が行き届くよう、積極的に情報発信いただくようお願いいたします。

その際、周知の手段、周知媒体（封筒等）のデザイン、タイミング等の工夫によって学生等が得られる情報に大きく差が生まれ得ることに留意し、困難や不安を抱える学生等の目線に立った対応をお願いします。

（1）文部科学省ホームページの特設サイト

- 「困ったらまずは相談してください 経済的に困難な学生・生徒が活用可能な支援策」
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/benefit/index.html

- 高等教育の修学支援新制度の特設サイト（学びたい気持ちを応援します）
<https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>

（2）経済的に困難な学生等が活用可能な支援策の一覧

上記2. の経済的支援及び他省庁の支援策も含めた、経済的に困難な学生等が活用可能な支援策の一覧及び文部科学省ホームページの特設サイトにアクセスできるQRコード（令和6年1月時点）を【別紙7】にまとめました。

このほか、生活保護制度については、本来大学等で修学する学生等は、対象とされていませんが、病気のために休学する場合は、保護の要件を満たせば、生活保護を受けることが可能であり、また、その間奨学金が停止された場合でも、復学時の手続により奨学金が再開される場合があります。令和5年2月9日付けの「一時的に生活に

困窮する大学生等への支援について（周知）」も御確認いただき、当該学生に適切に御案内願います。【別紙8】

5. 大学等における修学に係る相談体制の整備等の徹底について

各大学等における修学に係る相談体制については、学内の組織体制の整備（相談窓口の設置や教職員への研修、電話やメール等での相談にも確実に対応できる体制の確保等）、専門家との連携等を行うこと等を徹底いただき、引き続き、困難や不安を抱える学生等の目線に立った対応をお願いします。特に、退学や休学を検討している学生等への対応に当たっては、「修学継続チェックリスト」【別紙9】の周知と併せて、個々の事情を聴き取りながら、適切かつきめ細かな対応をお願いします。

<添付書類>

- (別紙1) 令和6年能登半島地震にかかる災害救助法適用地域の世帯の学生・生徒に対する給付奨学金家計急変採用及び貸与型奨学金緊急採用・応急採用の取扱いについて（令和6年1月4日付け日本学生支援機構通知）
- (別紙2) 奨学金制度の概要（学部生等向けの全体像）
- (別紙3) 「こども未来戦略」の「加速化プラン」等に基づく高等教育費の負担軽減策について（令和6年度開始）
- (別紙4) スカラシップ・アドバイザーについて
- (別紙5) 「高等教育の修学支援新制度」の予約採用者に対する入学金等の取扱いについて
- (別紙6) 大学等への入学前・入学後に学生又は保護者が利用可能な支援制度
- (別紙7) 経済的に困難な学生等が活用可能な支援策（令和6年1月～）
- (別紙8) 一時的に生活に困窮する大学生等への支援について（周知）（令和5年2月9日付け文部科学省高等教育局学生支援課事務連絡）
- (別紙9) 「修学継続チェックリスト」

【本件連絡先】

文部科学省：03-5253-4111（代表）

○全体及び別紙1～9について

文部科学省高等教育局 学生支援課（内3050）

E-mail: gakushi@mext.go.jp

○国立大学について

文部科学省高等教育局 国立大学法人支援課（内3497）

E-mail: hojinka@mext.go.jp

○公立大学について

文部科学省高等教育局 大学教育・入試課（内3370）

E-mail: daigakuc@mext.go.jp

○私立大学について

文部科学省高等教育局 私学部 私学行政課（内2533）

E-mail: sigakugy@mext.go.jp

○高等専門学校について

文部科学省高等教育局 専門教育課（内3347）

E-mail: senmon@mext.go.jp

○専修学校について

文部科学省総合教育政策局 生涯学習推進課（内2915）

E-mail: syosensy@mext.go.jp

大 学 長
短 期 大 学 長
各 高 等 専 門 学 校 長 殿
専 修 学 校 長

独立行政法人日本学生支援機構
理事長 吉 岡 知 哉

令和6年能登半島地震にかかる災害救助法適用地域の世帯の学生・生徒に対する
給付奨学金家計急変採用及び貸与奨学金緊急採用・応急採用の取扱いについて（通知）

このたび下記のとおり災害救助法適用地域及び適用日が定められました。

ついては、当該の災害により家計が急変し、奨学金を希望する者について、給付奨学金の家計急変採用、及び貸与奨学金の緊急・応急採用の推薦を受け付けますので、学生・生徒に周知していただき、遺漏のないようお取り計らい願います。なお、災害救助法適用地域の追加については、事務連絡メール及び学校担当者用ホームページでお知らせします。

記

1 災害救助法適用地域及び適用日

災害救助法適用地域	災害救助法適用日
4 県47市町村（新潟県、富山県、石川県及び福井県）	1 月 1 日

※ 適用地域の詳細については、本機構ホームページ（1年以内の災害救助法適用地域）をご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiki/genzai.html>

※ 上記の近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生等並びに同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生等についても、適用地域に準じて取り扱います。

2 給付奨学金 家計急変採用

家計急変の事由及び証明書類

家計急変の事由	証明書類
D：生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当 ① 家計急変の事由A～C（「給付奨学金案内（家計急変採用）」参照）のいずれかに該当 ② 被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生	・ 罹災証明書

※ 本奨学金は、国・地方公共団体から対象となることの確認を受けた学校の学生・生徒が対象となります。

※ 推薦の取扱いは、「給付奨学金（新制度）2023年度 奨学事務の手引（第3-3章）」を参照願います。

3 貸与奨学金 緊急採用・応急採用

(1) 貸与始期及び貸与終期

奨学金の種類	貸与始期	貸与終期
緊急採用（第一種奨学金）	2024年1月以降で申込者が希望する月	2024年3月（注）
応急採用（第二種奨学金）	2023年4月以降で申込者が希望する月	修業年限の終了月まで

（注）2024年度においてなお、第一種奨学金が必要と認められる者から、「緊急採用（第一種奨学金）継続願」の提出があった場合には、修業年限の終了月まで貸与を継続します。詳細は学校担当者用ホームページ（令和5年度緊急採用（第一種奨学金）継続の手続きについて）をご確認ください。

https://www2.jasso.go.jp/daigaku/idou/news/kinkyukeizoku_r5.html

(2) 学校から機構への提出書類

罹災（被災）証明書（被害状況・被害金額を記した学校長の副申書（様式自由）も可）

※ 推薦の取扱いは、「貸与奨学金 2023年度 奨学事務の手引（第3-3章）」を参照願います。

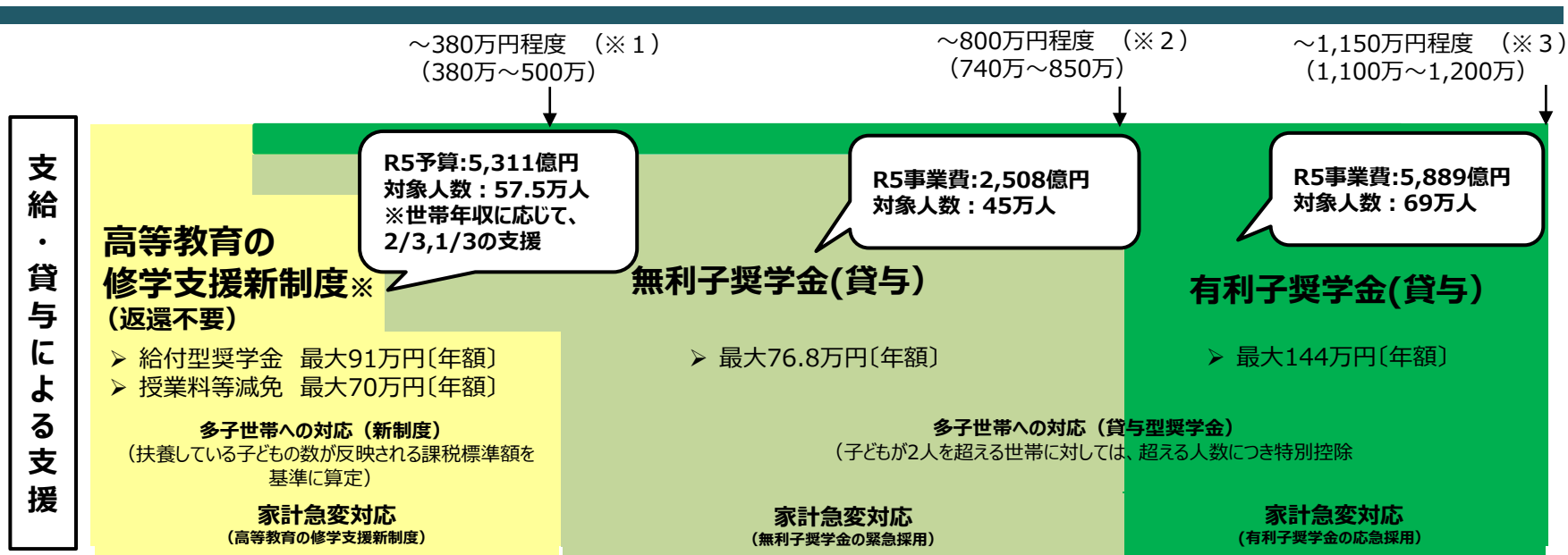
4 JASSO災害支援金

学生・生徒又はその生計維持者が居住する住宅に床上浸水・半壊以上等の被害を受けた方、また、自治体からの避難勧告等が1か月以上続いた方からの「JASSO 災害支援金」の申請を受け付けます。詳細は機構ホームページでご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/kihukin/shienkin/index.html>

以上

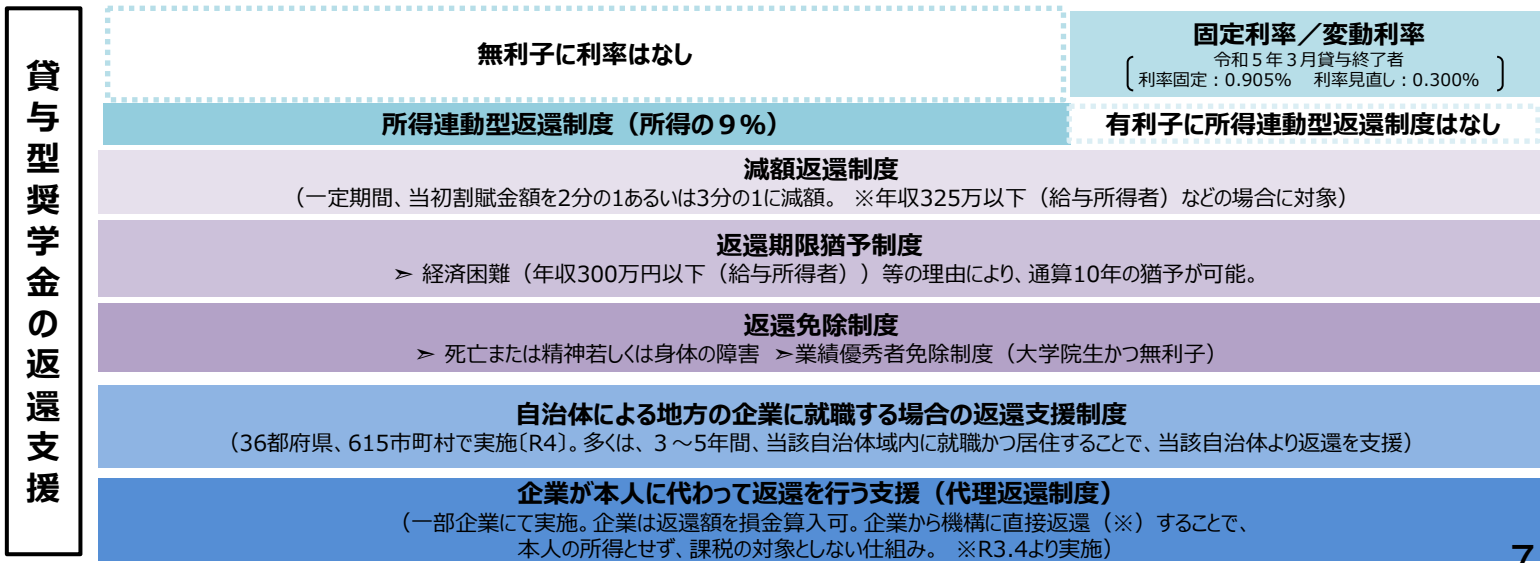
奨学金制度の概要（学部生等向けの全体像）



※ 消費税率10%への引上げにより財源を確保し、令和2年4月より実施。

(※1) 両親・子2人の場合。括弧内の幅の目安は、共働きかどうかや、子の年齢によって異なる。

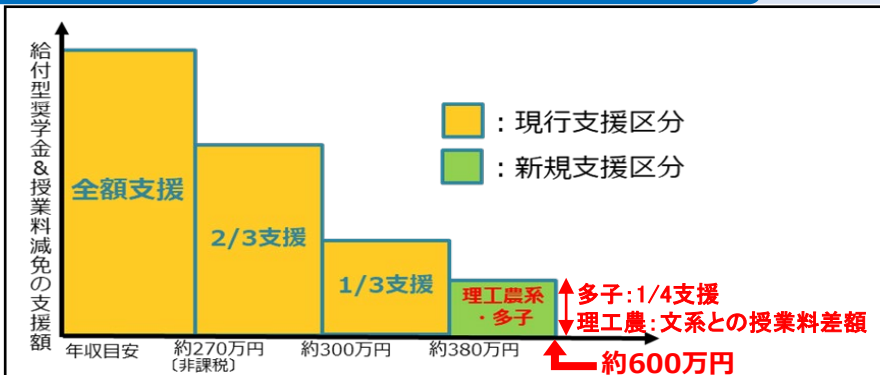
(※2) (※3) 両親・子2人の場合。括弧内の幅の目安は、国公立大学かどうかや、自宅生・自宅外生か等によって異なる。



学部段階（大学・短大・高専・専門学校）向け

1. 授業料減免等の中間層への拡大

授業料等減免と給付型奨学金をセットで行う「高等教育の修学支援新制度」について、子育て支援等の観点から、**多子世帯の中間層**に支援対象を拡大。あわせて**理工農系の中間層**にも拡大。



<支援対象>

- ・新規支援区分の対象は、世帯年収**600万円程度**（モデルケース）まで
- ・多子世帯支援：扶養する子の数が3人以上である世帯が対象
- ・理工農系支援：学問分野をまたがる学部・学科も、授与する学位の分野に理学・工学・農学が含まれれば対象

<支給水準>

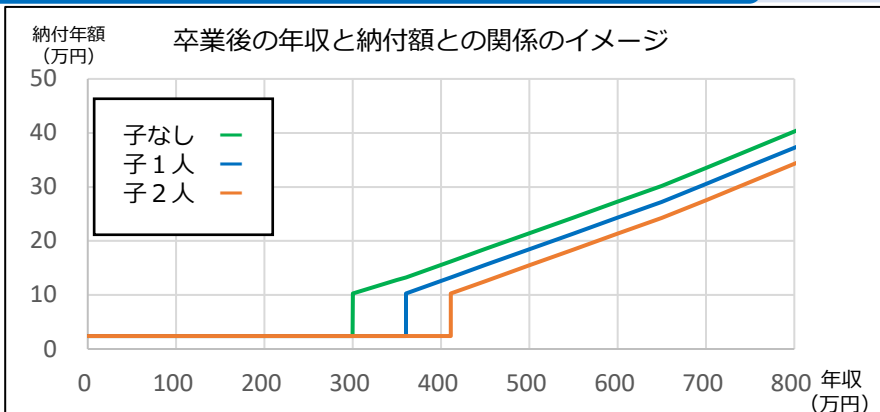
- ・多子世帯支援：全額支援の1/4支援
 - ・理工農系支援：文系との授業料差額
- ※人文・社会科学系との授業料に差が生じていることに着目し、私立の学校を対象に支援

※ 多子世帯の学生等に対する授業料等減免について、執行状況や財源等を踏まえつつ、更なる支援拡充を検討する。

大学院生（修士段階）向け

2. 大学院（修士段階）の授業料後払い制度の創設

授業料について、卒業後の所得に応じた「後払い」とする仕組みを創設。卒業後の納付においては、特に、**子育て期の納付が過大とならないよう配慮**。



<「後払い」とできる授業料上限>

- ・国公立については、国立授業料の標準額（約54万円）
- ・私立については、私立の授業料の平均的な水準（約78万円）までとする予定

<卒業後の納付>

- ・所得に応じた納付が始まる本人年収基準は300万円程度
- ・上記年収を上回る場合：課税対象所得の9%を納付
- ・子育て期の納付に配慮し、例えば、こどもが2人いれば、本人年収**400万円程度**までは所得に応じた納付は始まらない

※ 学生本人の年収が約300万円以下の場合に利用可能とする

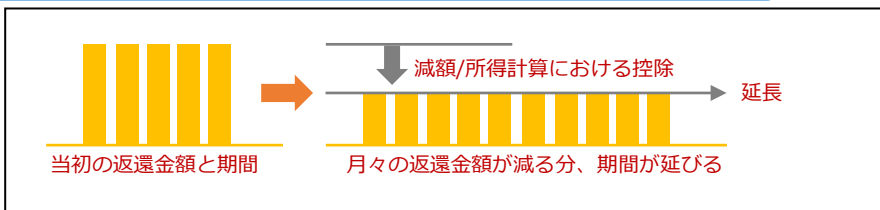
※ 令和6年秋入学者及び修学支援新制度の対象者であって令和6年度に修士段階へ進学する者を対象として開始予定

※ 修士段階に導入した上で、本格導入に向けた更なる検討を進める。その財源基盤を強化するため、「HECS債（仮称）」による資金調達手法を導入する。

卒業して貸与型奨学金を返還している方向け

3. 貸与型奨学金における減額返還制度・所得連動返還方式の見直し

- ・定額返還における月々の返還額を減らす制度（※返還総額は不変）について、**要件等を柔軟化**。
- ・所得連動返還方式における返還額の算定のための所得計算を見直し。



<減額返還制度>

- ・利用可能な年収上限について、本人年収325万円以下から**400万円以下**に引き上げる
- ・こども2人世帯は500万円以下、こども3人以上世帯は600万円以下まで更に引上げ
- ・返還割合の選択肢を増加（1/2 又は 1/3 → 2/3、1/2、1/3、1/4の4種類）

<所得連動返還方式>

- ・返還額の算定のための所得計算においてこども1人につき33万円の所得控除を上乗せ

学校ご担当者様へ

スカラシップ・アドバイザー 派遣事業をご活用ください!



スカラシップ・アドバイザーとは?

日本学生支援機構の研修を修了し、「スカラシップ・アドバイザー」の認定を受けたファイナンシャル・プランナーです。

スカラシップ・アドバイザーが

- 進学費用準備のための資金計画の説明・助言等を行うことにより、高校生や保護者などが進学を考えるにあたっての、経済的な不安の解消をお手伝いします。
- 安心して奨学金を利用するための知識を提供します。

・日本学生支援機構が「スカラシップ・アドバイザー」を派遣し、「**奨学金等進学資金ガイダンス**」を実施します。

・高等学校の場合は、**進学説明会**や「**総合的な学習の時間**」だけではなく、そのほか、PTAや教育委員会主催の**進学説明会**、**セミナー**などにも是非ご活用ください。

・大学等の場合は、**学校説明会**や**オープンキャンパス**での**奨学金や進学のための資金計画の説明会**などに是非ご活用ください。

・派遣料は無料です。

「奨学金等進学資金ガイダンス」内容

- ①全体説明 (50～90分程度)
 - ・大学等への進学のための資金計画の説明
 - ・奨学金事業の概略の説明 など
- ②個別相談 (30～90分程度 希望がある場合)
 - ・資金計画の作成への助言 など



※奨学金申込みの事務手続き・推薦事務に係る説明については、ガイダンス内容の範囲外となりますので、予めご了承ください。
※ガイダンス開催予定日の1ヶ月前までにお申込みください。



申込方法、本事業の詳細は、こちらをご覧ください。
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/adviser/index.html>

スカラシップ・アドバイザー 検索

- 高等教育の修学支援新制度(以下「新制度」という)の予約採用者の入学金・前期授業料の取扱いについて、本年5月に大学等へ調査を実施
→入学金・前期授業料について、多くの大学等が一旦全額を学校に納付させ、後日、減額分の還付を実施(入学金7割、前期授業料5割) ※
- 新制度の予約採用者は、入学前に入学金や前期授業料等の納付のために、まとまった資金を用意することに苦慮するケースが多い。
これまでも文部科学省からは、可能な限り納付期限の猶予などの配慮を依頼。他方で、大学等からは入学手続・学籍管理の観点から、※
3月末までに一定の納付が必要との意見が多数。



御依頼事項

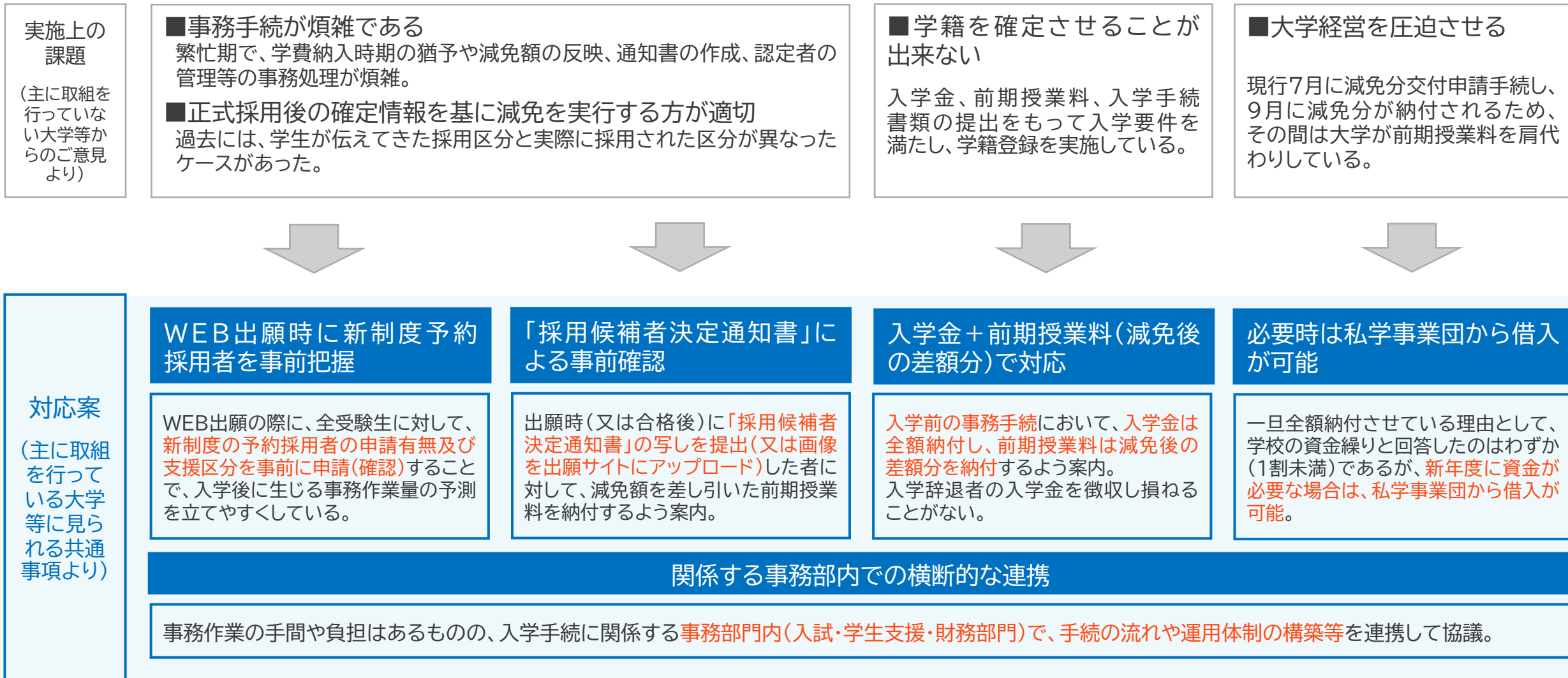
新制度の趣旨を鑑み、入学前の前期授業料納付については、授業料減免を実施した後の差額分のみの請求とすることができないか

- ※ 減免後の差額を請求している私立大学の7校に入学金等の取扱いと納付期限の聞き取り調査を実施したところ、納付期限を4月以降としている大学は1校で、残りの6校は3月末までに一定の納付が必要であるとの回答であった。

これらの理由として、仮に入学金は3月中納付、前期授業料を4月以降納付を可とした場合、試験合格者から入学辞退を申し出るケース、あるいは、入学辞退の意思表示を示さないケースが増加する懸念があり、大学として適正な入学定員や学籍管理を行うことが難しいとの意見が多数あった。

○納付期限の猶予や差額分のみを請求を現に行っている大学／行っていない大学から聞き取り調査を行い、実施上の課題と対応案を整理。

【実施上の課題と対応案】



国の教育ローン (日本政策金融公庫)

入学前

入学後

貸付限度額	350万円以内 (学生1人あたり) ※一定の要件に該当する場合は、子供1人につき上限450万円まで借入れ可能
対象	融資の対象となる学校に入学・在学される方の保護者で、世帯年収による制限あり。子供の人数に応じて幅広く対応。 (例: 子供2人の場合、世帯年収が890万円以内)
利息	年2.25% (固定金利) ※令和5年10月時点
備考	・日本学生支援機構の奨学金との併用可。受験費用は合格前から借入れ可能 (融資の対象となる学校に在籍していることが必要)。 ・低所得世帯、ひとり親世帯、多子世帯などは金利や保証料の優遇制度あり。
問合せ先	日本政策金融公庫 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html

生活福祉資金貸付制度【教育支援資金】

(都道府県社会福祉協議会)

入学前

入学後

貸付限度額	①教育支援費 <大学> 月額6万5千円以内 <短大等> 月額6万円以内 ※特に必要と認める場合は、上記上限額の1.5倍まで貸付可 ②就学支度費 50万円以内
対象	資金の貸付けにあわせて必要な支援を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯 (市町村民税非課税程度) 等
保証人	不要 (世帯内で連帯借受人が必要)
利息	無利子
償還期限	据置期間: 卒業後6か月以内 償還期限: 据置期間経過後14年以内
問合せ先	お住まいの地域の市区町村社会福祉協議会 (市区町村社会福祉協議会の連絡先が分からないときは、都道府県社会福祉協議会にお問合せください。) 【参考】都道府県社会福祉協議会お問合せ先一覧 https://www.shakyo.or.jp/network/kenshako/index.html

入学時特別増額貸与奨学金 (日本学生支援機構)

入学後

貸与金額	10万円・20万円・30万円・40万円・50万円から選択
対象	・予約採用 (高3の春又は秋に実施) により、第一種奨学金または第二種奨学金の貸与を入学年月分から利用する方 (給付型奨学金の支給により貸与額が0円となる場合を含む) (入学時特別増額貸与奨学金のみの申請はできません)。 ※日本政策金融公庫の「国の教育ローン」に申し込んだものの、審査の結果融資を受けられなかったことが利用条件となります。 ※予約採用の申込時に申告された家計収入が一定以下の場合、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込む手続きを省略できます。
利息	年1.105% (固定金利の場合) ※令和5年3月時点
備考	・第一種奨学金または第二種奨学金の初回交付時に併せて振り込まれる (1回限り)。 ・貸与終了後 (卒業後) に第一種奨学金または第二種奨学金と併せて返還する。
問合せ先	日本学生支援機構 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/nyuzo/index.html

労働金庫 (ろうきん) の入学時必要資金融資

入学前

貸付限度額	入学時に進学先に支払う教育資金 (入学金、授業料。進学先に納入済みのもは対象外) に対して、申込時に選択した入学時特別増額貸与奨学金の額 (10万円~50万円の間で選択した金額) が限度となる。 ※申請時に選択した金額を超えての融資は行えません。
対象	日本学生支援機構の「入学時特別増額貸与奨学金」の採用候補者となった方。
利息	年1.95%程度 (固定金利) ※令和5年9月1日時点
備考	・労働金庫から受けた融資の返済は、進学後に振り込まれる入学時特別増額貸与奨学金により一括返済する。
問合せ先	一般社団法人 全国労働金庫協会 https://all.rokin.or.jp/

授業料や学生生活に係る費用にお悩みの学生等へ

高等教育の修学支援新制度
(年収～380万円程度(両親・子2人世帯の場合))

- **授業料等減免** 年額最大約70万円
(住民税非課税世帯・私立大学生の場合)
(別途、入学金も支援)

高等教育の修学支援新制度
特設HPIはこちら



- **給付型奨学金** 年額最大約91万円
(住民税非課税世帯・私立大学の自宅外生の場合)

※令和6年度より、多子世帯や私立理工農系の学部等に通う学生等の中間層（世帯年収600万円程度）へ対象を拡大。詳細については、進学先の学校にてお問合せください。

※令和6年4月から各学校で申込受付開始

大学等独自の授業料等減免など
(「高等教育の修学支援新制度」対象外の世帯)

経済的に困難な学生等に対しては、**大学等において授業料の納付猶予**や**大学等独自に授業料等減免**を行っている場合もありますので、個別に大学等に御相談ください。

返済不要！

「高等教育の修学支援」
公式キャラクター
・まねこ先生（左）
・まなびーニャ（右）



具体的な要件
申請手続きの詳細
その他支援策はこちら



日本学生支援機構(JASSO)の貸与型奨学金

無利子：年収～800万円程度
有利子：年収～1,140万円程度(両親・子2人世帯の場合)

- **無利子** 月額最大6.4万円(年額76.8万円)の貸与
- **有利子** 月額最大12万円(年額144万円)の貸与

※令和6年4月から各学校で申込受付開始

返還に際しても、収入が一定額以下の場合、返還を猶予したり、返還月額の減額、自治体や企業が代わって返還する制度など、様々な支援策を整備

その他支援策

生活に困難な方のその他支援策

- ◎国の教育ローン **学生1人に最大450万円融資**：日本政策金融公庫
- ◎生活福祉資金貸付制度（教育支援資金） **最大月6.5万円無利子で貸付**：都道府県社会福祉協議会
- ◎母子父子寡婦福祉資金貸付金 ※ひとり親家庭のみ：都道府県・政令市・中核市 等

病気により休学する場合は、保護の要件を満たせば、保護を受けることが可能であること、休学する学生等が日本学生支援機構の奨学生の場合は、休学又は復学に伴う奨学金の休止・復活の手続きが必要であることについて、周知の御協力をお願いいたします。

事務連絡
令和5年2月9日

各 国 立 大 学 法 人
独立行政法人国立高等専門学校機構
各 学 校 法 人
放 送 大 学 学 園
大学を設置する各学校設置会社

高等教育の修学支援新制度担当課 御中

文部科学省 高等教育局 学生支援課

一時的に生活に困窮する大学生等への支援について（周知）

平素は高等教育行政に格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

厚生労働省の社会保障審議会では、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しについて議論を行っており、令和4年12月には同審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会において、これまでの議論を整理した「中間まとめ」が取りまとめられました。

この「中間まとめ」の中では、大学生等の生活保護についても「現行制度でも、病気により休学する場合は、保護の要件を満たせば、保護を受けることが可能であること、またその間奨学金が停止された場合でも、復学により、奨学金の支給を再開する仕組みがあることにも留意が必要である。」との指摘があったことから、厚生労働省においては、令和5年2月1日付で、各都道府県・市町村の生活保護担当課に対し、大学生等からの生活保護の相談があった場合の適切な取扱いについて周知されたところです（別添の厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡を参照）。

このように厚生労働省から各都道府県・市町村に対して、大学生等への支援について周知がなされていることについて、各学校におかれてもご承知おきいただくとともに、下記の点について改めてご留意いただきますようお願いいたします。

記

- 日本学生支援機構の奨学生が休学する場合は、休学又は復学に伴う奨学金の休止・復活の手続きが必要であることについて、該当学生にご案内ください。
- 奨学金の休止・復活の手続きを学生等が理解していないことによって不利益を被ることの無いよう、各学校の休学手続きを担当する学籍管理等の担当部署と、奨学金担当の部署が連携して適切に対応ください。

(本件問合せ先)

文部科学省 高等教育局 学生支援課

高等教育修学支援室

電話：03-5253-4111（代表）（内線 3351）

e-mail：shienshitsu@mext.go.jp

※ お問合せは、メールにてお願いします。

事 務 連 絡
令 和 5 年 2 月 1 日

各 都道府県・市町村 民生主管部生活保護担当課 御中

厚生労働省社会・援護局保護課

一時的に生活に困窮する大学生等への支援について（周知）

生活保護行政の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

一時的に生活に困窮する大学生等への支援については、「高等教育の修学支援新制度の周知等について」（令和4年6月2日付け厚生労働省社会・援護局保護課、地域福祉課生活困窮者自立支援室、子ども家庭局家庭福祉課連名事務連絡）により、活用可能な支援を着実に実施するとともに、学生等本人の状況に応じ、高等教育の修学支援新制度の申込みを本人が通っている大学等に行うよう促すなど、ご留意いただきたい事項をお示ししています。

特に、学生等本人が病気により休学する場合、保護の要件を満たせば、保護を受けることが可能であること等については、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）の問1-56、57において、お示ししております。

また、この点に関して、文部科学省において発出されている別添の通知においても、

- ・ 休学の時点で本人が日本学生支援機構による奨学金の支給や貸与を受けている場合、本人は、奨学金の休止手続きを行う必要があること
- ・ 現在、保護を受けている休学中の学生等が復学する場合、保護の実施機関において、保護を廃止することになるが、本人が、奨学金の復活手続きを行うことにより、奨学金の支給や貸与が再開される場合があること

等が明示されております。

こうした一連の取扱いについては、昨年の社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会でも議論が行われ、同年12月に取りまとめられた「中間まとめ」の中でも、「現行制度でも、病気により休学する場合は、保護の要件を満たせば、保護を受けることが可能であること、またその間奨学金が停止された場合でも、復学により、奨学金の支給を再開する仕組みがあることにも留意が必要である。」との記述が盛り込まれたところ です。

つきましては、大学生等から保護に関する相談があった際には、上記内容を踏まえつつ、適切にご対応いただくとともに、都道府県におかれては管内福祉事務所に対し周知方お願いいたします。

以上、管内福祉事務所の査察指導員や地区担当員、面接相談員等に対し、本事務連絡の内容が確実に行き届くよう、ご配慮をお願いいたします。

- 「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）（抄）

問 1-56

世帯分離により就学している者の医療費の取扱い

問 世帯分離の取扱いを受けて大学等で就学している者が病気にかかり、医療費の支出ができない場合は医療扶助を行ってよいか。

答 世帯分離の条件として、生活が維持されることが前提であるから、通学しながら治療できる程度の病気にかかった場合は、その医療費は本来「生活の維持」の範囲内のものであるから、保護をすべきではない。しかし、一定期間通学が困難となるような病気にかかった場合には、出身世帯員とともに世帯を単位として保護の要否及び程度を判断し保護をすべきである。その後病気がなおって再び通学をはじめたときは、当然その者を世帯分離しなければならない。なお、世帯分離され被保護者でなくなった者は、国民健康保険の被保険者となることができるから世帯分離の取扱いに際して十分これを指導しておく必要がある。

問 1-57

大学就学者の医療費の取扱い

問 大学で就学している単身者が病気のため入院したが出身世帯がなく、自力等によるその医療費の支出が不可能である場合の取扱いはどうするか。

答 大学で就学する者に対しては本来法による保護は行われないのであるが、設問のごとく病気のため入院し働くことができない者に対してまで、大学に在籍していることを理由に保護を拒むのは適当といえない。通常の手続により要否及び程度の判定を行って保護するとともに、休学等の手続をとり授業料その他の負担を免れるよう指導すべきである。なお、出身世帯がある者については、世帯を単位として要否判定を行わなければならない。

学生の皆さんへ

学費や生活費などに困っていませんか？

【令和6年1月時点、使える支援策一覧】



あなたが使えるものがあるかも！！！！

主な該当者	主な支援策
低所得世帯の学生	<input type="checkbox"/> JASSO の奨学金 (<u>高等教育の修学支援新制度</u> ・貸与型奨学金) <input type="checkbox"/> 生活福祉資金貸付 (、教育支援資金)
幅広い世帯の学生	<input type="checkbox"/> JASSO の奨学金 (<u>貸与型奨学金</u>) <input type="checkbox"/> 日本政策金融公庫の国の教育ローン
父母等の所得が急激に減少 (家計急変) した学生	<input type="checkbox"/> JASSO の奨学金 (<u>高等教育の修学支援新制度</u> 及び <u>貸与型奨学金</u> の家計急変対応) ※家計急変後の収入に応じ、 <u>随時申請可能</u> <input type="checkbox"/> 各大学独自の授業料等減免、納付猶予等
家庭内暴力 (DV) で避難している、児童養護施設等から通学している等、父母等から支援を受けられない学生	<input type="checkbox"/> 上記各種制度等において、 <u>状況により、独立生計と認められる場合あり</u>
<u>貸与型奨学金の返還が不安な学生</u>	<input type="checkbox"/> JASSO の貸与型奨学金における、返還支援制度 (返還期限猶予・減額返還) や、 <u>所得連動型返還方式の活用</u> <input type="checkbox"/> <u>卒業後就職した企業が本人に代わって返還する制度 (代理返還制度)</u> や、 <u>地方に就職する卒業生に対する地方公共団体による返還支援制度</u>

詳細はここからチェック！ ⇒



https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/benefit/index.html

